



# 三重県新型コロナウイルス等対策行動計画 【概要版】

---

# 三重県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定のポイント

## 計画改定の背景・目的

- 新型コロナウイルス感染症対応では、**検査、医療提供・ワクチン接種体制が発生初期に確立されていなかったこと、ウイルスの変異等により複数回にわたって発生した「波」のために県民の行動や経済活動が繰り返し制限されたこと**などの課題が生じた。
- 国は、新型コロナウイルス感染症対応の経験をふまえ、次の新興感染症危機でよりの確な対策の切り替えを行うことをめざし、**初めて政府行動計画を抜本的に改正**（令和6年7月2日閣議決定）。
- 本県においても、新型コロナ対応の経験や県感染症予防計画に記載した医療提供体制の確保に関する内容もふまえた上で、**新たな政府行動計画に沿って、令和6年3月に県行動計画を全面的に改定**。

## 根拠法/省庁

新型コロナウイルス等対策特別措置法／内閣感染症危機管理統括庁

## 計画（改定後）の期間

令和7年4月から令和13年3月まで（概ね6年ごとに見直し）

## 計画改定のポイント

### ① 平時の準備の充実

- 国や市町等の関係機関において、**平時からより実効性のある訓練を定期的**に実施し、不断に点検・改善。
- 感染症法に基づき、県と医療機関等との間で**入院や発熱外来等の措置を内容とする医療措置協定等を締結し、有事に備えた医療提供体制を整備**。
- 備蓄する個人防護具の品目や備蓄水準を具体的に定めるとともに、医療機関に対し、備蓄に努めるよう要請。また、医療機関での備蓄が十分でない場合に備えて、**県においても初動1か月分に相当する個人防護具を備蓄**。

### ② 時間軸の区分け・対策項目の充実

- 時間軸を**3期（準備期、初動期、対応期）の発生段階に分けて**記載。
- **対策項目を6項目⇒13項目に**拡充。



- 政府行動計画をベースに、県独自の取組や県が踏み込んで具体的に記載できる内容を追記。

### ③ 有事のシナリオの考え方 + ④ 感染拡大防止と社会経済活動の両立

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理。
- 対応期を治療薬等の開発状況や医療の対応力の向上に応じて4段階に分け、検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等に応じて、**感染拡大と社会経済活動のバランスをふまえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え**。

# 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要〈各分野の取組〉

| 対策項目                   | 準備期   | 初動期   | 対応期   |
|------------------------|---|---|---|
| ① 実施体制                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化</b></li> <li>・ 関係機関の役割を整理するとともに、指揮命令系統等の構築、それぞれの役割を実現するための人材の育成や人員の調整、有事において縮小可能な平常業務の整理等を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外等で新型インフルエンザ等が発生し、本県への影響が差し迫っている場合に、<b>感染症の専門家等との協議を緊急的に実施</b></li> <li>・ 政府対策本部の設置後、三重県新型インフルエンザ等対策本部等の有事の体制を立ち上げ、準備期における検討等をもとに、初動期における各対策を迅速に実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法によらない感染症対策に移行するまでの期間における<b>対応が中長期にわたることも想定し、持続可能な実施体制を整備</b></li> <li>・ 感染症危機の状況ならびに県民生活および県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて<b>柔軟に対策の実施体制を整備し、見直し</b></li> </ul>  |
| ② 情報収集・分析              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外の情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備するとともに、DXを推進</li> <li>・ 有事に収集・分析を強化する情報や把握手段の整理</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該感染症のリスク評価体制を確立するとともに、感染症、医療の包括的なリスク評価や県民生活および県民経済の状況の収集を実施</li> <li>・ 得られた情報や対策を保健所設置自治体や県民等に迅速に提供・共有</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策の判断にあたっては、感染症医療に関する包括的なリスク評価に加え、県民生活および県民経済に関する情報を収集の上、考慮</li> </ul>  |
| ③ サーベイランス              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国やJIHSを中心としたDXの推進にかかる取組状況を注視するとともに、必要に応じて協力</li> <li>・ <b>陽性率等も同時に把握できる急性呼吸器感染症サーベイランス</b>をはじめ、平時からの感染症サーベイランスを実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの感染症サーベイランスを継続するとともに、有事の感染症サーベイランスや疑似症サーベイランスを開始</li> <li>・ リスク評価に基づき、感染症サーベイランス体制の強化等の必要性を評価</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事の感染症サーベイランス体制を整備し、発生状況や感染症の特徴等について、<b>流行状況に応じたサーベイランスを実施</b></li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な実施体制の検討や見直し</li> </ul>  |
| ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう、平時から感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスコミのありかたの整理・体制整備を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大に備えて、<b>可能な限り双方向のコミュニケーションを行うとともに、科学的根拠等に基づく正確な情報を県民等に的確に提供・共有</b></li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 双方向のコミュニケーション等を通じ、県民等の関心事項等をふまえて、対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促進</li> </ul>  |
| ⑤ 水際対策                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から検疫所や医療機関との連携を強化</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の医療機関への影響を最小限に抑えるため、検疫所や医療機関と連携し、必要な防疫措置等の実施や入院調整等に協力</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動期に引き続いて、状況の変化もふまえて、検疫所や医療機関と連携して必要な対応を実施</li> </ul>  |
| ⑥ まん延防止                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事に備え、まん延防止対策の実施時に参考とすべき指標等の検討を行うとともに、有事の協力や影響の緩和のため、県民・事業者等の理解を促進</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症法・特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>まん延防止対策を実施することで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命および健康を保護</b></li> <li>・ <b>感染拡大防止と県民生活および社会経済活動のバランスをとるため、病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、まん延防止対策の強度を柔軟に切替え</b></li> <li>・ 新型インフルエンザ等の性状等に応じて<b>アラートとして呼びかけるなど、広く周知するとともに、感染拡大防止への協力を呼びかけ</b></li> </ul> |

# 三重県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要〈各分野の取組〉

| 対策項目        | 準備期   | 初動期   | 対応期   |
|-------------|---|---|---|
| ⑦ ワクチン      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型コロナウイルス等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、国や市町のほか、医療機関や事業者等とワクチンの円滑な流通を可能とする体制を整備するとともに、接種体制を構築</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 速やかな予防接種につながるよう、準備期から計画した接種体制等を活用し、必要量のワクチンを確保の上、接種会場や携わる医療従事者の確保等、接種体制を構築</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• あらかじめ計画した供給体制および接種体制に基づき、予防接種を実施</li> <li>• 予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、ワクチン接種や予防接種後の副反応を疑う症状等に関する<b>県民からの相談に対応できるよう、コールセンターを設置</b></li> </ul>       |
| ⑧ 医療        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県と医療機関等との間で、入院や発熱外来等を内容とする<b>医療措置協定等を締結し、平時から医療提供体制を整備</b></li> <li>• 医療機関等と協力して研修や訓練を実施し、医療人材や感染症専門人材を育成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国やJIHSから提供された新型コロナウイルス等の発生状況や診断・治療に関する情報等を関係機関・関係団体に迅速に提供・共有</li> <li>• 患者による相談・受診から入院までの流れを迅速に整備</li> <li>• <b>流行初期から対応を行う協定締結医療機関に対して、必要な医療を提供するよう要請するとともに、民間宿泊事業者に対して、宿泊施設の確保に係る協定に基づく宿泊施設の確保を要請</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の感染状況等に応じて、初動期に対応した医療機関に加え、<b>流行初期以降に対応する医療機関等に対して必要な医療を提供するよう要請</b></li> <li>• 事前の想定と大きく異なる場合や県感染症予防計画に基づく体制を上回るおそれがある場合には、柔軟かつ機動的に対応を実施</li> </ul> |
| ⑨ 治療薬・治療法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 抗インフルエンザ薬について、県内の全患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国と連携し、医療機関等に対し、治療薬を適切に使用するよう要請</li> <li>• 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握、放出に備えて卸売業者等と必要な確認を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 初動期の対応に加え、治療薬の流通状況を調査し、適正流通について周知</li> <li>• 市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫が一定以下になった時点で、県の備蓄を放出</li> </ul>  |
| ⑩ 検査        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• JIHSや地方衛生研究所等との連携強化や、<b>県と医療機関や民間検査機関との間で、検査の実施に関する検査等措置協定を締結し、検査体制を整備</b></li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>• JIHSによる検査方法の確立をふまえ、<b>地方衛生研究所等における患者等から採取した検体の確定検査の実施</b>や、流行初期から対応する協定締結検査機関に対して確定検査の実施を要請</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 流行初期以降に対応する協定締結検査機関に対し、検査等措置協定に基づく検査の実施を要請</li> <li>• 病原体の性状や流行状況等に基づき、検査の実施方針を決定するとともに、県民生活の維持を目的とした検査の利活用も考慮</li> </ul>                              |
| ⑪ 保健        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により、保健所および地方衛生研究所等の体制を整備</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保健所および地方衛生研究所等における有事体制への移行準備状況の確認</li> <li>• 患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立ち上げに向けた準備を実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保健所および地方衛生研究所等において、<b>検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察等を実施</b></li> <li>• その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等をふまえ、<b>地域の実情に応じて柔軟に対応</b></li> </ul>       |
| ⑫ 物資        | <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>県による個人防護具の備蓄</b></li> <li>• <b>医療措置協定等に基づく医療機関等における備蓄の促進</b></li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 準備期に備蓄した感染症対策物資等の備蓄状況を確認するとともに、感染症対策物資等の需給状況の確認等適切に行うことにより、必要な感染症対策物資を確保</li> <li>• <b>個人防護具が不足するおそれがある場合等は不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を実施</b></li> </ul>   |   |
| ⑬ 県民生活・県民経済 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 有事の情報共有体制等の整備や、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県内での新型コロナウイルス等の発生に備え、事業者や県民等に対し、事業継続のための感染対策等、必要な対策の準備を要請</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 準備期における対応をもとに、県民生活や社会経済活動の安定を確保するための取組を実施</li> <li>• 生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を実施</li> </ul>   |